

令和3年度 黒潮町担い手支援事業 募集要領

町内で就農を目指す方に対して、支援を行う研修制度です。研修制度を利用し専業農家を目指す方、親元就農を目指す方を募集します。

【専業農家育成支援区分】

1. 募集人員及び研修期間

- (1) 募集人員 農家での研修生 若干名
- (2) 研修期間 1年以上2年以内

2. 事業の内容

- (1) 産地提案書タイプについては、産地等の受入組織が策定する産地提案書に沿った研修を行う。
- (2) 基本構想タイプについては、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に記載された主要な営農類型の品目の研修を行う。
※産地提案タイプ、基本構想タイプの詳細については、お問い合わせください。

3. 研修生の応募要件

- (1) 義務教育を修了しており、55歳未満（令和3年4月1日現在）の農業に積極的に取り組む意欲のある者
- (2) 新規就農予定者であること。（現在、農業経営主でなく、今後新に農業経営主となって農業を始められる方。）
- (3) 町税滞納の無い者
- (4) 現在町内に住所を有する者、若しくは研修期間中において黒潮町に住民登録のうち町内に居住し自立農家として定住しようとする者
- (5) 他市町村等で実施された本町と同様の研修を受けられた経歴の無い者

4. 対象研修受入農家等

下記の要件のいずれかを満たす者

- (1) 県が認定した指導農業士
- (2) 前号に掲げるもの以外の研修施設
- (3) 前2号のいずれにも該当しない営農経験5年以上の先進農家等

なお、研修受入農家等が対象研修生の3親等以内である場合（受入先が法人の場合は、法人の代表者の3親等以内）は、事業の対象としません。

5. 研修内容等

新規就農研修生として、研修受入農家等の指導のもと1年以上2年以内の農業研修を行います。研修1年目に農業担い手育成センター等で基礎研修を受けること。また、研修が修了するまでに、青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になることを原則とします。

6. 研修手当

(1) 研修生

産地提案書タイプ 1人当たり年額 1,800,000 円程度 (月額 150,000 円相当)

基本構想タイプ 1人当たり年間 1,500,000 円程度 (月額 125,000 円相当)

7. 提出書類

『黒潮町担い手支援事業申込書』、『就農後の農業経営目標等』、『誓約書』、『履歴書』、『納税証明書』、『作文』各1通。また、『作文』については、400字詰原稿用紙2枚程度とし、内容は「将来の農業経営について」とします。

8. 補助金の返還について

事業決定後、次の様な事項に該当すると認められた場合は、補助金の全額又は一部の返還を求める事がありますので御了承下さい。

- (1) 研修実施状況の確認により適切な研修ができていないと判断した場合
- (2) 研修修了後、1年以内に農業に就業しなかった場合
- (3) 給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合
- (4) 虚偽の申請等をしたとき

【後継者育成発展支援区分】

1. 募集人員及び研修期間

- (1) 募集人員 若干名
- (2) 研修期間 1年間

2. 事業の内容

新規就農者の確保及び定着を図るため、農家子弟をUターン就農させて研修を行うとともに経営の改善や発展に取り組む農業者等へ支援を行う。

3. 対象農家子弟

- (1) 義務教育を修了しており、55歳未満(令和3年4月1日現在)の農業に積極的に取り組む意欲のある者
- (2) 対象農業者の3親等以内(子・孫・甥・姪等)の親族で町内に住所を有する者
- (3) 就農する親族の農業経営体の改善や発展に貢献する意志があると認められ、将来、当該農業経営を継承する予定の者
- (4) 原則として高知県内で農業(雇用就農及び親元就農を含む。)を開始しておらず、対象農業者の経営に従事してから1年以内の者であること。
- (5) 就農以前に1年以上高知県外に在住しており高知県内に転居後1年以内に新たに就農する者又は1年以上他産業に従事していた者で離職後1年以内に新たに就農する者であり、Uターン就農者であることが確認できること。ただし、新規学卒者については、1親等が非農家の場合には対象とする。

(6) 町税滞納の無い者

4. 対象農業者

- (1) 認定農業者等で対象農業者子弟に必要な研修が実施することができると思われる者
- (2) 法人の場合は一戸一法人であること。
- (3) 事業の申請前に家族経営協定を締結し、対象農家子弟の経営体における責任と役割を明確にし、利益の配分を行うこと。また、家族と将来の経営継承について話し合いを行うこと。

5. 研修内容等

研修期間は1年とし、そのうち3か月以上は高知県農業担い手育成センター等で経営レベルアップ研修を受けること。ただし、産地受入育成タイプで研修を行う場合には、町内の指導農業士又は派遣研修先等の認定を受けた農業者等のもで行う3か月以上の地域実践研修及び県が認めた地域の基礎講座を受講することもできる。

なお、経営レベルアップ研修を除く期間は、対象農業者が対象農家子弟に研修を行うとともに、月1回以上は、農業振興センター、農業協同組合等が行う外部研修を対象農家子弟に受けさせること。

6. 補助金の交付額

- (1) Uターン就農する対象農家子弟1人につき産地提案育成タイプは1,200,000円、産地受入育成タイプは900,000円、基本構想育成タイプは600,000円を1回限り対象農業者へ交付します。

7. 提出書類

『黒潮町担い手支援事業申込書』、『就農後の農業経営目標等』、『誓約書』、『履歴書』、『Uターン就農以前に1年以上県外に在住又は他産業等に従事していたことが分かる資料（住民票の写しや就労証明等）』、『納税証明書』、『作文』各1通。また、『作文』については、400字詰原稿用紙2枚程度とし、内容は「将来の農業経営について」とします。

8. 補助金の返還について

事業決定後、次の様な事項に該当すると認められた場合は、補助金の全額又は一部の返還を求める事がありますので御了承下さい。

- (1) 対象農業者や経営レベルアップ研修の受入機関が、対象農家子弟が必要な技能を取得することができないと判断した場合
- (2) 対象農業者や対象農家子弟が、1年の親元就農終了後から2年以上就農を継続しなかったとき
- (3) 虚偽の申請等をしたとき

【専業農家育成支援区分・後継者育成発展支援区分共通】

1. 応募受付期間

令和3年9月6日（月）～令和3年10月1日（金）とし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前8時30分から午後5時15分までとします。（郵送の場合当日消印有効）郵送の場合は、封筒の表に「黒潮町担い手支援事業申込」と朱書きし、書留とします。

2. 申込書の配布及び申込先

黒潮町農業振興課・海洋森林課に備え付けの募集要領・申込書により、農業振興課に申し込んでください。また、募集要領・申込書は9月2日（木）より黒潮町公式ホームページからもダウンロードできます。

黒潮町公式ホームページアドレス <http://www.town.kuroshio.lg.jp/>

3. 対象者の決定

(1) 書類審査、個人面接の実施

書類審査、個人面接により決定します。なお、審査及び面接は応募受付順に実施します。日程等については改めて通知します。

(2) 対象者の決定通知

各応募者宛に結果を通知します。なお、決定についての異議等は一切受け付けません。

4. その他

この募集の詳細については、農業振興課に問い合わせてください。

黒潮町農業振興課（TEL 0880-43-1888）

住所 高知県幡多郡黒潮町入野 5893